

設置の趣旨等を記載した書類（目次）

I. 設置の趣旨及び必要性	3
1. 浜松医科大学医学部看護学科の沿革	3
2. 設置の趣旨及び必要性	4
3. 教育研究上の目的	8
4. 専門分野・領域設定の考え方	8
5. 養成する人材像と修了後の進路	10
II. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	11
III. 教育課程の編成の考え方及び特色	11
1. 教育課程の編成の考え方	11
2. 教育課程の特色	12
IV. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	16
1. 教育方法に関する基本的な考え方	16
2. 授業の配置	16
3. 履修指導	16
4. 研究指導	17
5. 学際的研究能力涵養のための指導・学修機会の提供	17
6. 学位論文審査	18
7. 修了要件	19
8. 研究倫理審査体制	19
V. 基礎となる学部（修士課程）との関係	19
VI. 大学院設置基準第14条による教育方法の実施	20
1. 目的及び必要性	20
2. 修業年限	21
3. 履修指導及び研究指導の方法	21
4. 授業の実施方法	21
5. 教員の負担の程度	21
6. 入学者選抜の概要	21

VII. 入学者選抜の概要	2 2
1. アドミッション・ポリシー	2 2
2. 出願資格及び出願資格認定審査	2 2
3. 入学選抜方法	2 3
VIII. 教員組織の編成の考え方及び特色	2 4
1. 教育組織編成の考え方と教員の配置計画	2 4
2. 教員の年齢構成	2 4
IX. 施設・設備の整備計画	2 4
1. 校舎等の施設・設備	2 4
2. 研究室(大学院生室)	2 4
3. 教室	2 5
4. 専任教員研究室	2 5
5. インターネット環境	2 5
6. その他の設備	2 5
7. 図書及び図書館	2 6
X. 管理運営	2 7
1. 本博士後期課程における管理運営方法について	2 7
2. カリキュラムの運営に関する仕組み	2 7
XI. 自己点検・評価	2 7
XII. 情報の公表	2 7
XIII. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	2 8

I. 設置の趣旨及び必要性

1. 浜松医科大学医学部看護学科の沿革

浜松医科大学医学部看護学科は、平成 7 年 4 月に設置された。静岡県下の国立医科大学として「第 1 に優れた臨床医と独創力に富む研究者を養成し、第 2 に独創的研究並びに新しい医療技術の開発を推進し、第 3 に患者第一主義の診療を実践して地域医療の中核的役割を果たし、以て人類の健康と福祉に貢献する。」を建学の理念とし、浜松医科大学が開学したのは昭和 49 年である。以降、県内唯一の医科大学として、静岡県のみならず国内外で教育・研究・社会貢献の役割を果たしてきた。看護学科が開設された当時は、日本の看護教育の質を高めるべく各地に看護学を教授する大学を設置する機運が高まり始めた頃であり、浜松医科大学医学部看護学科は県内で 2 校目の看護系大学となった。「生命の尊厳を尊重する倫理観と豊かな人間性、科学的知識に裏付けられた看護実践能力をもつ看護専門職の育成を目指す」ことを教育目標に掲げ、1 年次入学者は 60 名、3 年次に編入学者 10 名を加え毎年約 70 名の卒業生を輩出し令和 2 年 3 月までに 1495 名の看護学士をもつ看護職者を養成してきた。卒業生は県内での就職が多く、また、開設後 20 年以上が経過し、保健・医療・福祉それぞれの実践の場でリーダーとして活躍している者も多い。

大学院教育は、平成 11 年 4 月に大学院医学系研究科看護学専攻修士課程が設置され開始された。医療技術の高度化、人口の高齢化に伴う社会的ニーズの増大、生活の質を重視する価値観の広がりなどを背景に質の高いケアが求められるようになっていたなかで、看護学科の完成年度翌年度に修士課程での教育を開始できたことは社会的要請に応えるものであった。修士課程では、既得の専門的知識・技術を基盤に、科学的思考力、問題解決力、創造性と基礎的な研究能力を養い、高度な実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者及び研究者を養成することを目的としている。平成 20 年度には CNS（専門看護師）教育課程に対応した高度看護実践コースを設け、クリティカルケア（急性・重症患者看護）専門看護師コースとして教育を開始した。高度看護実践コースを修了した学生は令和 2 年 3 月時点で 8 名にのぼる。クリティカルケア高度看護実践コースについては、わが国における 26 単位での専門看護師教育課程終了と同時に本学における教育も一度終える形となるが、令和 3 年度には老年看護高度看護実践コースの教育を開始することとなり、4 月に最初の入学生を迎える予定となっている。

本学看護学科の開設当初は、全員が看護師・保健師課程を履修し、そのうち 6 名はさらに助産師養成課程を履修する教育体制を取っていた。その後産科医や小児科医の不足という社会問題を背景に、質の高い実践能力のある助産師を養成するという社会的要請に応えるため、平成 20 年 4 月に助産学専攻科を設置した。そしてさらに、より高度な診断能力及び実践能力をもつ指導的役割を担える助産師の養成を目指し、平成 27 年度に助産学専攻科を廃止し、大学院修士課程に助産師養成コースを設置した。これにより大学院修士課程は、修論コース、高度看護実践コース、助産師養成コースの 3 つを擁することとなった。令和 2 年

3月現在、修了生は、論文コース 249 名、高度看護実践コース 8 名、助産師養成コース 20 名にのぼる。修了後は病院管理者、専門看護師、助産師、教育・研究者等として活躍している。

開設後約 25 年が経過し、浜松医科大学医学部看護学科は、地域社会の看護の質向上に大きな役割を果たしてきている。

2. 設置の趣旨及び必要性

1) 静岡県の特性

平成 28 年データに基づく都道府県別健康寿命によれば、静岡県は、男女ともに全国第 2 位でトップクラスの健康長寿県である。理由としては、気候が温暖であること、日常的にお茶の飲用が多いこと、食材が豊富で食生活が豊かであることなどが挙げられている。健康課題としては、脳血管疾患による死亡が全国に比べて高いことがいわれている。

静岡県は東西に長い地形で大きく東部・中部・西部に分けられる。東を神奈川県、西を愛知県と接し、近接の地域は両県の影響をそれぞれ受けていることもあり、様々な面でこの 3 つの地域は特徴を異にする。特に保健・医療の面では地域差が大きい。県の高齢化率は令和 2 年では 29.5% であるが、市町村別にみると、特に高齢化率の高い市町は東部に多く偏在している。また静岡県は、人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数が全国で 40 位とかなり下位に位置しており、医師数の不足が問題であるが、さらに地域別でみると、政令指定都市である浜松市や静岡市のある西部、中部に多く集まり、東部の医師数の不足が顕著である。

住民の健康状態も、東部は他の地域に比べて生活習慣病による死亡が多く課題を抱えているといえる。保健師を始めとした看護職が、地域の状況を幅広い視点で捉え、様々な専門職と協働して課題を解決する力がますます求められる。

一方で、本学が位置する西部や中部は多くの病床を擁する急性期総合病院が多く、高度な最新医療が行われている。本学修士課程を修了した急性重症患者看護専門看護師は主には西部の急性期病院で現在活躍しており、急性期領域の看護の質向上に貢献している。

医療が高度化・複雑化し、それに対応した看護を提供すること、さらに地域と連携して包括的に人々の生活を支えることが必要とされる現代においては、どのような分野・領域にあっても、科学的に事象を把握したり、既存の考えにとらわれず新しい発想で解決にあたりするような従来にはない能力を身につけたリーダーとなる看護職の存在が求められる。

2) 全国の看護系大学の状況

令和 2 年 4 月時点で全国の看護系大学は 274 校に及び、平成 3 年の 11 大学から約 30 年で 25 倍以上に増加している。現在も年に数件の大学新設あるいは学部学科としての増開設があり、増加のペースは穏やかになったが、もう少し増加するものと考えられる。我が国の少子超高齢化、医療の超高度先進化、地域包括ケアの推進といった保健・医療・福祉を取り巻く社会的ニーズから今後もより一層の看護の質向上が求められる。加えて令和 2 年に新

型コロナウイルス感染症がパンデミックを起こし世界中が対応に苦慮する中で、感染状況把握のために奮闘する保健師、患者のケアに心血を注ぐ看護師など看護職の働きにこれまでにない注目が集まり、倫理観、高度な実践能力、他の専門職と連携するチームケア能力など高い能力を備えた看護職の養成の必要性がより一層認識されることとなった。大学での看護教育に寄せられる期待は今後ますます高まるものと思われる。その期待に応えるためにも、教員の質の担保は重要命題である。しかし、看護系大学の急激な増加により、教員の数の確保も十分でない。大学での教育内容に責任を負う立場として、教授、准教授は博士号を取得していることが求められるが、そのような十分な研究・教育能力を備えた人材を確保することはさらに容易でない状況がある。これは全国的な課題であるが、静岡県状況を見ても、看護系大学の教員の質を担保し、研究・教育能力を充実させるべき状況にある。そのためには、博士課程の設置が必須である。現在、静岡県内では、静岡県立大学、聖隷クリストファー大学が大学院博士課程を設置している。各大学がそれぞれの立場、役割を背景に大学院教育を担うことが必要であり、本学は、国立大学法人として、全国的なニーズにも応えうる、また、引き続き地域社会に貢献していくための博士課程教育を提供することが責務であると考えられる。

3) 修士課程修了・在学生、周辺大学及び病院・施設看護管理者からの設置のニーズ

本学大学院修士課程が平成 11 年 4 月に開設されてから 20 年以上が経過し、修了生は計 277 名に及んでいる。これまでも在学生、修了生からの博士課程があれば進学したいという声が寄せられていた。また、周辺の大学の教員からも要望を聞くことがあった。そこで本博士後期課程設置の構想にあたり、平成 30 年 8 月から平成 31 年 4 月にニーズ調査を実施した。対象は、修士課程修了生・在学生に加え、学部生、専門学校教員、大学教員、病院・施設看護管理者とした。以下に、特にニーズが示された修士課程修了生・在学生、周辺大学教員、病院・施設看護管理者の結果を示す。

修士課程修了生では、回答者 72 名のうち 32 名が博士課程への興味関心を示し、さらに浜松医科大学に設置された場合については 33 名が「将来ぜひ」「できれば」「必要性を感じたら」のいずれかの進学希望を示した。また、修士課程在学生に対する調査では、20 名中 9 名が博士課程進学への関心を示し、浜松医科大学に設置された場合については 11 名が「将来ぜひ」「できれば」「必要性を感じたら」のいずれかの進学希望を示した。これらの結果から、前項に挙げたように県内に博士課程を設置する大学がないわけではないものの、特に本学大学院在学生・修了生にとっては、本学大学院博士課程への進学を希望するニーズがあると考えられる。

周辺の看護系大学教員では、回答者は 7 名と少ないものの、そのうち修士号取得者が 5 名であり、6 名が博士課程進学への関心を示し、浜松医科大学に設置された場合についても 6 名が「将来ぜひ」「できれば」「必要性を感じたら」のいずれかの進学希望を示した。また、うち 4 名が設置後 1～2 年の間までの入学を希望している。この結果から、周辺の大学に限

った場合でも、本学が博士後期課程を設置することへのニーズは高く、特に早期の設置が期待されていると考える。

病院・施設看護管理者では、回答者 38 名のうち、20 名が、職員が博士課程に進学することに関心を示し、浜松医科大学に設置された場合 16 名が「将来ぜひ」「できれば」「必要性を感じたら」進学をさせたいとしている。これより、看護管理者として自施設の職員の能力向上のため、本学が博士後期課程を設置することについて一定のニーズがあると考えられる。

4) 浜松医科大学を取り巻く地域の状況

本学が位置する浜松地域は、トヨタ、ホンダ、ヤマハ（発動機）、スズキの自動車・オートバイ産業の創始者を輩出し、ヤマハ、カワイの楽器の街でもあり、浜松市には関連する多くの「ものづくり企業」が集積している。また今では、浜松ホトニクスの名前は国際的に知られ、光と電子の街として浜松は世界的ブランドを誇っている。この地域には、世界に誇る技術力、産業開発力があり、加えて新しいものを取り入れて何か作ってやろうという気質「やらまいか（一緒にやってみようじゃないかという浜松の方言）精神」がある。このような土地柄から必然的に異業種交流が盛んになり、産学官連携、医工連携が活発に行われている。

このような土地柄もあり、本学は静岡大学浜松キャンパスにある工学部・情報学部との連携にも積極的であり、2002 年度（平成 14 年度）の知的クラスター創成事業の採択に始まり、21 世紀 COE プログラム、地域イノベーション戦略支援プログラム、COISTREAM 事業、地域イノベーション・エコシステム形成プログラムと、文部科学省のプロジェクトに、本学と静岡大学が共同で提案し、立て続けに採択され多くの成果を上げてきた。この連携は研究面に留まらず、教育・人材育成に関してもお互いに協力関係にあり、教員の相互交流による授業担当を行ってきた。そのような中で、2018 年（平成 30 年）4 月には、静岡大学と共に光医工学共同大学院を新たに設置した。これは、静岡大学がもつ光・電子工学と本学がもつ光医学の優れた教育研究実績・環境を連携させて、光医工学領域の高度専門人材を育成し、医工連携をさらに促進しようとするものである。

このような地域特性と静岡大学との連携の歴史を踏まえ、医学・工学・情報学という極めて親和性の高い学部がさらに協働し、学問的にも社会的にもこれまでにない成果を創出しようとする取組みは必然的でもあるが、看護学の分野においても、近年「看工連携」ということばが用いられるようになり、地域の行政・産業界からの要望も高まっている。看護学の実践、教育、研究において工学・情報学の知識や技術を活用し両方の知見を融合することで、単独では得られない新たな価値を生み出すことが必要である。これは我が国全体に求められていることであるが、看・工・情連携というさらなる創造的・挑戦的な取組みは、浜松にある本学ならではの取組みとして位置づけられ、価値ある新たな知見の創出を目指して教育研究活動が行われることが期待される。

5) 本博士後期課程修了生への各機関からの期待・要請の見込み

本学が創設しようとする博士後期課程に対する意見を周辺（静岡県、愛知県、神奈川県）看護系大学から聴取した。すなわち博士後期課程設置概要案を示したうえで、自大学の博士未取得の教員に対し当該課程への進学を勧めたいと思うか、また、当該課程修了生を自大学に教員として採用したいと思うかを尋ねた。回答のあった 8 大学のうち、4 大学が進学を「ぜひ勧めたい」、4 大学が「勧めたい」とした。修了生を教員として採用する意向については 4 大学が「ぜひ採用したい」、4 大学が「採用したい」とした。自由意見としては、「異分野と連携してイノベーションを起こす」という養成する人材像への関心 1 件、教員を養成することへの期待 2 件が寄せられた。

また、静岡県看護協会に対しても博士後期課程設置についての意見を聴取した。回答としては、養成する人材像に示す「国際的な視野を持ってリーダーシップを発揮できる人材」、「異分野との連携を通し、新しい学際領域を生むイノベーションを起こすことができる人材」への期待が寄せられた。また、看護実践の場でその力を活かし看護管理者として経営参画できるような人材の養成を望む意見が伝えられた。

これらから、本博士後期課程が養成しようとする人材は、教員の質のより一層の担保が求められる大学や、高度な知見を備えてリーダーシップを発揮できる看護管理者や看護政策者の養成を期待する病院や自治体などの実践の場で、その活躍を期待される、求められる人材であると考えられる。

※添付【資料 A1】「静岡県の看護職高等教育に関する要望書」参照

6) 令和 4 年度に博士後期課程を設置する理由

本学は平成 7 年の医学部看護学科の設置に引き続き平成 11 年に修士課程看護学専攻を設置し、高度な実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者及び研究者の養成に努めてきた。20 年以上が経過し、輩出した多くの修了生は看護実践、教育等の場で活躍しており、その目的は一定程度果たしてきたものと自負する。しかしながら、修了生にとって、その後修士課程で挑んだ研究課題を発展させて成果を生み、さらなる看護実践の向上に資することができるような機会を本学として提供できていない。また全国的にも、静岡県としても、看護系大学で教育を行う人材の質が十分に担保されているとはいえない状況にあり、ニーズ調査の結果等に示されるように本学に期待する声は大きい。さらに新型コロナウイルス感染症によるパンデミックによって、世界中が近年かつてない公衆衛生上の危機に直面している。これは、平時には見えなかった保健医療上の様々な問題を顕在化させることにもなった。今後はそれらの問題もふまえ、そして従来山積している、超高齢社会の最中にある我が国が抱える保健医療分野の複雑な課題を解決していくには、幅広い視点と従来にない発想で取り組む人材が必要である。これらに対してできるだけ早期に大学院博士後期課程看護学専攻を設置し、高度な人材教育を行い、地域社会・国際社会に貢献していくことが国立大学法人としての使命であると考え令和 4 年度の設置を申請するものである。

3. 教育研究上の目的

医学科単科の設置で開学した本学の建学の理念は、「第1に優れた臨床医と独創力に富む研究者を養成し、第2に独創的研究並びに新しい医療技術の開発を推進し、第3に患者第一主義の診療を実践して地域医療の中核的役割を果たし、以て人類の健康と福祉に貢献する。」である。本学が価値観として礎に置くこの理念に基づき、浜松医科大学大学院医学系研究科博士後期課程（看護学専攻）では、倫理観と国際的視野を備え、異分野と融合して看護学分野での新たな価値を創出する教育・研究によって社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

この目的を達成するため、本学医学系研究科博士課程医学専攻及び静岡大学工学部・情報学部の支援を得て教育活動を展開する。

本学医学系研究科医学専攻は、国際的にリーダーシップを発揮できる基礎医学研究者と臨床研究医を養成することを目的としている。すでに多くの修了生を輩出し、実績を蓄積してきている医学専攻の教育・研究資源には、本博士後期課程が新たな価値の創出を目指して行う研究活動にとって有用性の高いものが多い。静岡大学工学部は、ものづくりを基盤とした基礎力と実践力を備えた人材育成、地域とともに世界へ羽ばたく研究、地域社会・産業への貢献を通し、「社会から期待される学部」を目指している。歴史的にチャレンジ精神旺盛で、「ものづくり」の気風の強い浜松に古くから設置されている学部として、独創的な研究のできる環境がある。一方情報学部は国立大学としてもっとも早く創設された情報学部であり、「文工融合」をモットーに未来の高度情報社会を見据えた人材育成を行っている。情報学の分野を広くカバーする教育・研究組織であるため、異分野融合を掲げる本博士後期課程にとっても、共通する価値観で教育・研究活動を実施していくことができる。これらの資源を活用することで、幅広い知識を取り入れ新しい思考方法を身に付け、旧知のものにとらわれない柔軟な発想で課題解決に取り組み、新たな価値を創出する研究を実施できる人材の育成が可能であると期待できる。

4. 専門分野・領域設定の考え方

本博士後期課程は、既存の学士課程、修士課程を基盤として、その上にさらに高度な人材育成を行うために設置するものである。既存の修士課程を博士前期課程に変更し、前期・後期の一貫性ある系統的な教育を行う看護学専攻として設置する。

学士課程では、生命の尊厳を尊重する倫理観と豊かな人間性、科学的知識に裏付けられた看護実践能力をもつ看護専門職の育成を目指すことを教育目標としている。各看護学の専門分野を基盤に看護師・保健師統合カリキュラムで教育を行っている。

既存の修士課程は、これまで修得した専門的知識・技術を基盤に、科学的思考力、問題解決力、創造性と基礎的な研究能力を養い、高度な実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者及び研究者を養成することを目的としている。5つの専門分野とその中に9の研究領

域をおき、それぞれの専門性を重視している。具体的には、基礎看護学分野（健康科学領域、基礎看護学領域）、成人・老人看護学分野（成人看護学領域、老人看護学領域）、母子看護学分野（母性看護学領域、小児看護学領域）、地域・精神看護学分野（地域看護学領域、精神看護学領域）、助産学分野（助産学領域）から成る。今回、博士後期課程の設置に伴い、専門分野名称を次のとおり変更する。基礎看護学、成人・老人看護学、母子看護学、地域・精神看護学を各々基盤看護学、成熟期看護学、成育看護学、広域看護学とする。

本博士後期課程では、専門性が近く関係の深い領域を統合した広い専門領域において、多面的な研究指導が行えるよう次のように分野・領域を設定する。上述の考えにもとづき、

1) 看護に関連する健康科学と看護の基盤となる基礎看護学を統合した「基盤看護学領域」、2) 成人期と老年期の看護学を統合することにより幅広い年齢層を対象にした看護について研究を行う「成熟期看護学領域」、3) リプロダクティブヘルス/ライツの視点に基づいた女性の健康問題、成育過程を踏まえた子どもと家族への切れ目のない支援によって次世代を育むことまでを対象とする「成育看護学領域」4) 地域看護学領域と精神看護学領域を融合し、これらを包含する地域包括ケアシステムの構築を研究対象とする「広域看護学領域」の4つからなる領域を設定する。

領域別設定の理由は以下のとおりである。

1) 基盤看護学領域：ゲノム編集や新型コロナウイルス感染症など今日的な健康科学の課題に関する科学的理解の基に、看護理論・看護倫理を包含した基礎看護学のテーマに取り組むことが必要であり、逆に基礎看護学の視点で健康科学のテーマに取り組むことも必要である。健康科学と基礎看護学の統合によって研究対象をさらに深く理解し、新たな視点を得ることで研究活動の充実を図る。

2) 成熟期看護学領域：超高齢化社会を迎え、人の成熟を長期間のライフサイクルでとらえる必要がある。長期間のライフサイクルのなかでは、誰もが病院における急性期医療から地域・在宅での療養や介護が必要となるため、成人期と老年期の看護学を統合することにより、幅広い年齢層を対象にした看護の創造と成熟過程に応じた専門性の深化による研究活動の充実を図る。

3) 成育看護学領域：少子化の進行及び性の多様化といった社会的要因を踏まえ、リプロダクティブヘルス/ライツの視点に基づいた女性の健康問題並びに、成育過程における子どもと家族に対する切れ目のない支援が求められている。そのため、リプロダクティブヘルス看護学と小児看護学を統合し、幅広い視野の涵養と次世代を育むための研究活動の充実を図る。

4) 広域看護学領域：地域・職域・学校などにおいて地域看護学が扱う健康問題には、ストレスや精神疾患に関連するものが多く、また精神看護学領域では精神疾患を抱える者への個別支援に加え、地域包括ケアシステムの視点を持った支援が求められる。そのため、地域看護学領域と精神看護学領域を融合させて広域看護学領域とし、地域包括ケアシステムの構築に寄与する研究活動の充実を図る。

専門分野	領域
基盤・成熟期看護学	基盤看護学 成熟期看護学
成育・広域看護学	成育看護学 広域看護学

5. 養成する人材像と修了後の進路

1) 養成する人材像

本博士後期課程では、異分野と融合して看護学分野での新たな価値の創出に貢献する教育・研究を行い、オピニオンリーダーとして地域、国内外で活躍できる人材を養成する。具体的には、次の4つの特性を備えた人材を養成する。

- ① 自立的に創意工夫して新たな課題を探究し研究活動によって解決できる
- ② 看護学の新たな学問的価値の創出、発展に寄与するエビデンスの構築ができる
- ③ 倫理観と国際的な視野をもち、研究者・教育者・看護管理者・看護政策者としてリーダーシップを発揮できる
- ④ 異分野と連携し、新しい学際的領域を生むイノベーションを起こすことができる

このような人材を養成するために、博士後期課程では、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を設定した。

※添付【資料 A2】「看護学専攻（博士後期課程）の3ポリシー」参照

2) 修了後の進路

修了生の進路としては、主として看護系大学等高等教育研究機関での教育研究者が挙げられる。ニーズ調査の結果からも、すでに看護系大学に勤務する教員の博士課程進学を希望する意見や、看護系大学の管理職からの自大学の教員に進学を勧める意向、自大学の教員として採用したい意向が聞かれており、双方のニーズは非常に高いと考えられる。上記の特性を備えた人材がその能力を発揮することで、勤務する看護系大学での教育研究活動の活性化を促し、養成する看護職の質の向上が期待できる。

また、保健・医療・福祉機関における看護管理者が挙げられる。医療のさらなる高度化、社会の複雑化・多様化・超情報化といった情勢の中で、看護専門職のリーダーとして様々な局面で意思決定を行い、問題の解決を図っていくためには、従来にはない発想や大局的に物事を見る俯瞰的な視野、多様な職種と協働する力、意見を効果的に発信する力など高度な能力を有していることが求められる。

さらに、行政機関での看護政策者も挙げられる。学問的基盤として看護学を修めた上で広い視野で国内外の状況を捉えて、長期的展望に立ち看護の目指す方向性を考え、説得力を持って立案していく高度な能力を持った人材が求められる。

本博士後期課程での教育により求められる能力の修得が期待でき、期待される人材を輩出できると考える。

II. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本学大学院博士後期課程（看護学専攻）は、博士前期課程（看護学専攻）の上により高度な教育を行う課程として位置づけられ、倫理観と国際的視野を備え、看護学分野での新たな価値を創出する教育・研究によって社会に貢献する高度専門人材を養成することを目的とする。よって学位の名称を「博士（看護学）」（「Doctor of Philosophy in Nursing」）とする。課程の名称は、「大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程」とし、現在の看護学専攻修士課程は、「看護学専攻博士前期課程」と名称を変更し、博士前期・後期課程として設置することで一貫性をもった系統的な教育を行う。

研究科の名称	浜松医科大学大学院医学系研究科 Hamamatsu University School of Medicine, Graduate School of Medicine & Nursing
専攻の名称	看護学専攻 Nursing
新設する課程	博士後期課程 Doctoral Degree Program
学位の名称	博士（看護学） Doctor of Philosophy in Nursing

III. 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の編成の考え方

本博士後期課程は、倫理観と国際的視野を備え、異分野と融合して看護学分野での新たな価値を創出する教育・研究によって社会に貢献する人材を養成することを目的とする。このため、次のようにカリキュラム・ポリシーを定める。

1. 高度で実践的な研究を自立して行う能力を養うため、研究を戦略的に実施し効果的に成果発表を行うための方法や、異分野と融合し学際的研究を行うための基本的知識を修得する「看護学研究方法論」を共通必修科目とする。
2. 共通選択科目として、博士課程医学専攻との共通開講科目を履修し、自らの専門性に

基づきつつ興味関心に応じて関連医学分野の学修を深め、学問的視野を広げる。

3. 各領域の特講および特別演習では、各自の専門領域における探究すべき課題や研究方法についてさらに理解を深め、各自の課題探究に必要な研究方法を身に付ける。
4. 特別研究では、共通科目および専門領域の特講・特別演習での学修を基盤とし、研究活動を展開して学位論文を作成し公表する。

※添付【資料 A3】「カリキュラムマップ及び履修系統図」参照

共通必修科目、共通選択科目、専門科目の編成は次のようになる。

共通必修科目 1 単位	看護学研究方法論 (1 単位)
共通選択科目 2 単位 右記より 1 科目選択	行動神経科学 (2 単位) 医学統計学 (2 単位) 疫学方法論 (2 単位) 医療倫理学 (2 単位)
専門科目 特講 2 単位 特別演習 2 単位	各自の専門領域 特講 (2 単位) 特別演習 (2 単位)
専門科目 特別研究 6 単位	特別研究 (6 単位)
合計 13 単位	

2. 教育課程の特色

1) 共通必修科目「看護学研究方法論」の教育方法

本博士後期課程に入学する学生は、すでに博士前期課程（修士課程）を修了していることを前提としており、研究方法についての基本的な知識は有していると考えられる。そこで、本博士後期課程で開講する「看護学研究方法論」は、研究を戦略的に実施し効果的に成果発表を行うための方法や、異分野と融合し学際的研究を行うための基本的知識を修得することを目標とする。研究資金獲得のための戦略、異分野と連携して新たな価値を創造するための方法論や研究成果を世界に向けて効果的に発信する方法を学修することを通じて高度で実践的な研究を自立して行う能力を養う。

研究を戦略的に行う方法の 1 つとして、研究資金の獲得について学修する。本博士後期課程に入学する学生は、すでに看護系大学で教員として研究者のキャリアをスタートさせている者も含まれることが想定される。また、それ以外の学生にとっても、独立した研究者として研究活動を円滑に行う力として、資金を獲得できることは重要な要素である。訴求力のある研究計画書を作成する方法について学修する機会を設定する。

また、研究成果を世界に向けて効果的に発信する能力も、本博士後期課程が目指す人材として重要な要素である。論文として発信する力、プレゼンテーションによって発信する力を

涵養するため、実際に論文の一部執筆し、プレゼンテーションを実施して、助言を受ける。

本博士後期課程が養成しようとする人材像に掲げた異分野融合は、新たな価値を創出する研究を実施するための方策として重要視しているものである。そこで、「看護学研究方法論」の中に、学際的研究の方法について学修する機会を設定する。静岡大学工学部、同情報学部教員による授業を通し、これらの分野で行われる研究の概要を理解し、自身が課題とする現象を多面的に捉え、新しい発想でその解決を図るための思考を涵養する。学際的に行われた研究の具体的内容や方法について教員が教授したり、学生が、自身がもつ学際的研究のシーズとなる問題意識について取り上げ、発展させるための方法についてディスカッションを実施したりすることで、異分野の研究者と学問的基盤は異にしつつも共通する学際的思考を持ち発展的・建設的議論を行うことができる能力の育成を図る。

2) 共通選択科目の教育方法

本学大学院医学系研究科医学専攻博士課程が開講している科目のうち、4つの科目を医・看護共通科目として開講し、共通選択科目とする。該当科目として取り上げたのは、本博士後期課程の学生にとって親和性の高く、その学問領域の知識や技術をより高度なレベルで修得することが求められる科目として挙げられるものである。具体的には、「行動神経科学」「医学統計学」「疫学方法論」「医療倫理学」を開講する。

(1) 「行動神経科学」の教育方法

「行動神経科学」では、行動神経科学分野における研究に必要な基礎知識と基本技術を習得することを目標とする。関連分野として、精神医学、心理学、脳神経外科学、神経内科学、神経科学、心療内科学、リハビリテーション医学などが挙げられているがそれに限定はされていない。本博士後期課程の学生にとっては、研究内容に心理学やリハビリテーション医学などの内容を含むことは多く想定されるため履修のニーズがあると考えられる。当該分野の内容について最新の知見を含む内容を教授し、学生の学問的視野を広げ、学際的課題のシーズを生む可能性もあり、共通選択科目として有用なものとして位置づけられる。

(2) 「医学統計学」の教育方法

「医学統計学」では、医学で用いられる統計解析や数理モデルに習熟することを目標とする。①科学的根拠に基づく医療においてよく用いられる統計解析を、広津の著書によって学習する。特に、多群比較における交互作用の問題について、具体的なデータに取り組み、解析することを目指すこと、②推定・検定の種々の具体的な例に関して、その演習を行うこと、を目的としている。本博士後期課程の、特に量的研究によって自らの研究課題を探究しようとする学生にとっては、統計学の知識を身に付け、実際に活用できるように習熟することは必須であり、共通選択科目として置くことが必要である。

(3) 疫学方法論の教育方法

「疫学方法論」では、疫学の目的、疫学指標・人年法・相対危険・寄与危険、疫学研究デザイン、バイアス・偶然・交絡、多変量解析、スクリーニング・検査前確率などについて基本的な事項を理解することを目標としている。これらの事項についての講義及び演習を行う。必要に応じ、履修生の研究計画やデータ分析について討議することも想定されている。本博士後期課程の学生が掲げる研究課題の解決上の手法として、疫学的デザインを選択することは十分に考えられ、より専門的な知識と技術を修得するには、疫学者により開講される当該科目を履修することでその目的が達成されることが考えられ、共通選択科目として開講することが必要である。

(4) 「医療倫理学」の教育方法

「医療倫理学」は、現代の医療に不可欠の医療倫理と医療安全について教授し、その重要性について理解を得ることを学修目標とする。博士課程医学専攻の教員がオムニバスで担当し、それぞれの専門分野における倫理について教授し、討議するものである。看護学分野におけるオピニオンリーダーを目指す本博士後期課程の学生は、高度な倫理的規範を備えた上で地域・国際社会に貢献することが求められる。本科目の開講によって、医療倫理について幅広く学修する機会を提供する。

3) 「特講」の教育方法

学生は、自身の専門領域の「特講」を履修する。各専門領域の看護について深く探究することを通じて、自身の研究課題の背景にある事象を幅広くかつ深く捉え、研究課題を焦点化し意義を明確にするための学問的基盤を強固にする。

「特講」は、各専門領域の専任教員によって授業が展開され、専門領域における主要な理論やモデルを探究し、新たな理論構築の方法や最新の看護実践に関する知的枠組み・エビデンスの構築について検討する。自身の専門領域に関連する知識を刷新し、新しい発想で事象を捉え、研究課題に取り組む基盤を作る。

4) 「特別演習」の教育方法

学生は、自身の専門領域の「特別演習」を履修する。「特別演習」では、専門領域における研究課題に関する系統的文献レビュー・クリティークや、研究指導を行う演習を通じ、研究方法論について理解を深め、自らの課題探究のための予備的スキルを修得する。自身の研究課題に応じた研究方法について検討・討議し、研究計画の概要を作成する。

まず、関連する系統的な文献レビュー・クリティークを丹念に実施し、研究課題の設定・枠組み、研究方法の妥当性を議論し、自身の研究計画への活用について探究する。また、演習の一環として、学部生や博士前期課程学生への研究指導に参加し、研究遂行への支援・指導に関する学修を通じて、研究活動のプロセスについてさらに理解を深める。共通科目や特

講での学修を基盤として、自身の研究課題を明確化し、課題解決にもっとも適した研究方法を導き出し、研究計画の概要を立案する。

また、特別研究における研究指導だけでなく、専門性の深化と幅広い視野の涵養により、研究活動のより一層の充実を目指し、同一領域内の「特別演習」では、年5回以上合同演習を行うことで、領域内の複数の教員が学生に対して多様な視点から指導する。

5) 「特別研究」の教育方法

「特別研究」は、共通必修科目「看護学研究方法論」、共通選択科目、各専門領域の「特講」及び「特別演習」で修得した知識・技術を基盤とし、各専門領域の教員による指導のもと、自らの研究課題を設定し研究活動を展開して課題解決に資する新しい知見を明らかにし、論文を作成して公表できることを目標とする。

自身が着目する事象について研究課題として設定する。専門領域の「特論」で、研究課題の背景にある事象を幅広くかつ深く捉え、研究課題を焦点化し意義を明確にするという過程や、「看護学研究方法論」における学際的研究方法の学修を通じて、旧知の発想にとらわれず、多面的な視点で問題を捉え研究課題を設定する。研究方法の策定にあたっては、「看護学研究方法論」で学んだ学際的研究方法に関する知識や、選択必修科目で学修した専門的知識や技術、「特別演習」で検討した内容をふまえ、信頼性・妥当性・実現可能性の高い研究計画を立案する。

この研究計画についての中間審査を受審する。3名の審査員から成る中間審査委員会によって計画の適切性が審査され、提示された修正・改善点をふまえて研究計画を修正し、倫理審査を受ける。

倫理審査委員会の承認を得た後、データ収集のための手続きをとり、パイロットスタディによってデータ収集方法、分析方法の洗練化を行ってデータ収集を実施する。得られたデータを分析し、結果を検証し、博士論文を作成して投稿する。国内学会や国際学会で成果を発表する。投稿し受理された論文及び関連する知識などについて博士論文審査委員会で発表し審査を受ける。

本学が実施している「慶北-浜松合同医学シンポジウム」において、学生が進めている研究の内容などについて英語での発表を「特別研究」の一部として課す。その研究発表については主指導教員が内容とともに英語での適切なプレゼンテーションとなるよう学生の理解度・進行度により適切に指導する。また、シンポジウムの場においても慶北大学校（韓国）の研究者とのディスカッションを通じて実践的な指導を行うこととする。

光医工共同専攻の科目の履修やセミナーの受講についても主指導教員と1年次に研究課題を絞り込む際に、研究指導の中で相談した上で受講することとし、受講の都度レポートを提出し、特別研究の中で評価を行うこととする。

これらのプロセスを通じて、自立して独創的な看護学研究を実施する力はもとより、新しい学際的課題にチャレンジできる能力を培う。「特別研究」は、博士後期課程における学

修

の集大成の場であり、研究活動を実施するためのステップについて着実に高度な研鑽を重ねていくことが、地域、国内外でオピニオンリーダーとして貢献するための素養を培っていくことにつながる。

IV. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法に関する基本的な考え方

本博士後期課程は、倫理観と国際的視野を備え、異分野と融合して看護学分野での新たな価値を創出する教育・研究によって社会に貢献する人材を養成することを目的とする。したがって、博士前期課程（修士課程）までの学修によって培われた看護学の専門性をさらに追究することに加え、医学、工学、情報学による教育研究資源を取り入れることによって、視野を広げ、課題の抽出や解決のための方法論の検討において、柔軟な発想を持ち、多様で新たな視点から考究する能力が修得できるよう、教育課程を編成する。

※添付【資料 A4】「看護学専攻（博士後期課程）の概要」参照

2. 授業の配置

共通必修科目としては、研究方法論に関する発展的な内容を扱う科目を据え、共通選択科目として本学大学院博士課程医学専攻で開講している科目のうち、看護学専攻の学生にとって有用性の高い科目を医・看護共通科目として設ける。

専門科目としては、各領域の教員による特講・特別演習を設ける。特講では、各領域の専門性に基づき、課題となる看護上の現象を捉え、関連する要因を抽出し、研究課題に発展させていくための基盤となる力を、講義や文献クリティーク、議論を通じて修得する。特別演習では、研究課題に関連する文献クリティーク、また、演習として研究指導を自らが行うことによって、研究方法論について理解を深め、自らの課題探求に必要な研究手法を修得する。

特別研究では、既修の知識や技術を基盤として自らの研究活動を行い、課題解決に資する、看護学の発展に寄与する成果を博士論文として社会に公表する。

3. 履修指導

入学時のオリエンテーションにおいて、教育課程及び履修方法に関する全体のガイダンスとともに履修指導を行う。個別学生への履修指導は主研究指導教員が行い、学生の有する個別の素養（修士課程での履修科目、修士論文の内容等）、将来の進路や希望、入学時の研究遂行能力、興味・関心を向けている研究課題の内容、適性に応じ、効果的な知識の修得を支援するため、履修すべき科目を履修モデルにより提示し、履修計画を指導する。

※添付【資料 A5】「履修モデル」参照

4. 研究指導

研究指導は主指導教員が主に行う。主指導教員は、基本的には学生が出願時に希望した教員とし、学生の履修指導及び学位取得に必要な研究指導を行う。また、主指導教員が他の教授等の研究指導が必要と認めた場合は、学生と相談のうえ、研究指導が可能な副指導教員を置くことができる。副指導教員は、研究指導において必要に応じて主指導教員を補佐、助言する。副指導教員が必要となる具体的な例としては、学生が実施する研究の方法として、ある質的研究の手法を用いて分析を行う場合に、分析の妥当性をより高めるためその手法について精通した他の専任教員を副指導教員とすることなどが挙げられる。また、医学、工学や情報学分野等との学際的研究を行う学生を指導する場合においては、研究遂行の上で必要と考えられる本学・他大学等の当該分野の研究者と主指導教員が共同研究を行う体制を作り、チームとして学生を指導する方針を取るなど、必ずしも副指導教員を置くという方法に限定せず、柔軟に研究指導を行う枠組みを構築する。

研究指導科目として「特別研究」（6単位）を設け、主指導教員により学生の理解度、進行度を把握・評価しながら3年間を通して段階的に指導を行う。長期履修の場合はその履修年度に応じて段階的に指導を行う。

1年次では入学後に学生と指導教員と協議して、研究課題の設定と1年目の研究計画書の作成を行う。学生は、看護学研究方法論を含む共通科目の受講及び専門領域の特論・演習の受講により修得した知識・技術を基盤とし、研究課題の絞り込みを行うとともに、主研究指導教員との間で十分な検討を行う。そして、主研究指導教員等の定期的な指導を受けたいうえで、1月までに中間審査を行う。中間審査では研究計画が適切かどうかを審査し、審査の通過をもって倫理審査に申請することとする。

2年次以降も年度初めに学生と指導教員が協議し、年間の研究計画を作成し、指導を行う。修了年度には査読ありの学術誌（欧文誌であればIFがついているもの、和文誌であれば日本学術会議協力学術研究団体である学会誌）への投稿に向けて論文を完成させる。投稿後は査読を経て論文の受理を目指す。

※添付【資料 A6】「学習活動と研究指導の内容とスケジュール概略」参照

5. 学際的研究能力涵養のための指導・学修機会の提供

浜松医科大学は、設立以来、他に例のない光の医学応用を進めてきている。1991年には光量子医学研究センターを設置し、現在の光先端医学教育研究センターに至り、光・電子工学技術を応用した医療技術や医療機器の開発、創薬への応用、治療法・診断法の開発に優れた成果を挙げてきた。2018年（平成30年）4月には、静岡大学と共に大学院博士課程に「光医工学共同専攻」を立ち上げた。これは、静岡大学がもつ光・電子工学と浜松医科大学がもつ光医学の優れた教育研究実績・環境を連携させて光医工学人材を養成し、世界的にニーズの高まる革新的な医療機器の開発や実用化を促進しようとするものである。

また本学は産学連携・知財活用推進センターを中心に、組織的な産学官連携を推進してい

る。ものづくりの気概にあふれ技術力や産業開発力を備えた「浜松」という地域の特徴と「医療・医学」のシーズ・ニーズを融合しメディカルイノベーションの創出を目指しており、なかでも近年は、JST 地域産学官共同研究拠点整備事業「はままつ次世代光・健康医療産業創出拠点」において多くの産学官連携によるプロジェクトを実施してきている。このようなプロジェクトによる、産業界や工学を始めとした異分野との連携による研究シーズの発掘や成果活用のためのセミナー・ワークショップ等が開催・紹介され、学内の教員・学生へ周知されている。このように、本学においては、学際的研究を推進する雰囲気が醸成され、実績が積み重ねられてきているが、本博士後期課程が掲げる、異分野融合により新たな価値を生み出す研究能力を備えた学生を養成するには、そのような環境を十二分に活用していくことが重要である。活用の例としては、研究テーマとして、新しい健康管理上のデバイスを用いた患者への介入研究を検討している学生に対して、大学院光医工学共同専攻で開講している「メディカルデバイスデザイン」「医薬品・医用機器開発概論」などの積極的受講を推奨する、工学・情報学系のセミナーや研究発表会への継続的な参加を促す、工学・情報学の研究室を見学し意見交換のできる機会を設定する、といったことが挙げられる。これらを学生の自発的参加に委ねるだけでなく、主指導教員が当該分野の研究者と共同研究を行う体制を整備することによって可能とし、学生が実施する学際的研究をサポートする仕組みを構築する。

主指導教員は受講した科目の担当教員とも連携をとり、学生が様々な分野の教員からの指導を受けられる体制を構築する。産学連携・知財センターが開催している「産学連携・知財セミナー」、「大学院特別講演」、「FD 講演会」などのセミナーの受講についても主指導教員と1年次に研究課題を絞り込む際に、研究指導の中で相談した上で受講することとし、受講の都度レポートを提出し、特別研究の中で評価をすることとする。

基本的には学生と主指導教員が相談の上受講する科目やセミナーを決定することとしており、可能な限り受講できるよう努めていくが、受講ができなかった場合は、担当教員と連携をとり、オフィスアワーを活用し個別別指導を行うこととする。なお、セミナーはリアルタイムで受講できなかった場合でも、各セミナーにおいて、録画した内容を浜松医科大学の学修支援システムに掲載することで、後日 e-learning で受講ができるような環境を整備する。

また、博士後期課程での自身の研究テーマが学際的研究に該当しない学生であっても、学際的研究についてその素養を身に付けることは、教育・研究者、管理者等どのようなキャリアを進めて行く場合であっても重要である。したがって、このような学生に対しても、正規の授業時間外に提供されている学修機会を積極的に活用するよう指導する。

※添付【資料 A7】「学際的研究能力涵養のためのしかけ図」参照

6. 学位論文審査

学位論文の審査体制として、看護学専攻博士後期課程の研究指導を担当する教員で構成

する学位論文審査委員会を組織する。学位論文審査委員会の構成員3名（主査1名及び副査2名）は、主研究指導教員が推薦する。主査は主研究指導教員を除く教授とし、審査委員のうち2名は看護学専攻博士教授会構成員とする。審査は研究計画を審査する中間審査、学位論文の審査に当たる学位審査の2回実施するものとする。

※添付【資料A8】「学位審査について」参照

7. 修了要件

本博士後期課程のディプロマ・ポリシーは次のとおりである。

1. 最新の看護学の知識・技能の習得および向上開発を図り学修を継続する能力
2. 高い専門性を持ち、リーダーシップを発揮する能力
3. 専門性と倫理観に基づき、看護学の発展に寄与する研究を遂行できる能力
4. 異分野と連携し、新しい学際的課題の探究にチャレンジできる能力
5. 教育・研究活動を通じて地域社会および国際社会の問題を理解し考える能力

修了要件は、原則として3年以上在学し、13単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。

8. 研究倫理審査体制

浜松医科大学では、学術研究の信頼性及び公正性の確保及び研究費等の運営・管理に関し体制の整備・充実を図り、本学教職員に法令その他本学の定める規則を遵守させることを目的に、「研究公正規定」、「研究者等の行動規範」、「競争的資金等の使用・運営・管理に関する規則」を定めている。

倫理審査体制については、人を対象とした医学系研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究については、規定に基づき、臨床研究倫理委員会の審査を経て学長の承認を受けた後に研究を開始する。なお、看護学研究については、事前に臨床研究倫理委員会看護学部会による審査を受け、臨床研究倫理委員会での本審査を受審する。倫理申請にあたっては、「臨床研究に関する講習会」を受講していること、研究倫理に関する e-learning の教材である「eAPRIN」*を受講していることを要件としている。

※添付【資料A9】「研究の倫理審査に関する規定」参照

*「eAPRIN」…文部科学省の「大学間連携共同教育推進事業」で採択されたプロジェクト「研究者育成の行動規範教育の標準化と教育システムの全国展開」（代表校：信州大学）および NPO 法人日米医学教育コンソーシアムにより、米国の英語版教材を骨格として、日本の法律・指針その他に沿って作成された研究者に求められる行動規範に関して日本独自の教育を確立するために作られた教材。

V. 基礎となる学部（修士課程）との関係

一貫性のある大学院教育を提供するため、博士前期課程・博士後期課程とする。

現修士課程（博士前期課程）では、豊かな学識と優れた技能を有し、社会の要請に応え得る、高度な専門性と実践能力を備えた看護のプロフェッショナルを育成することを目的としており、5つの専門分野で構成している。博士後期課程設置にあたり、専門分野の名称を見直し、領域名は博士前期・後期課程を通じて共通とする。ただし、博士前期課程では助産学は助産師養成を主たる目的としているため、現在の構成を維持し、後期課程においては、助産学は別個とせず、母性看護学と統合させ、リプロダクティブヘルス看護学とする。

また、博士後期課程では定員を3名と予定しており、定員数よりも少ない、より広い専門分野の区分で教育を行う方が望ましいと考え、2区分4領域から成る構成とする。

（修士課程→博士前期課程）

専門分野（現行→見直し案）	領域
基礎看護学→基盤看護学	健康科学 基礎看護学
成人・老人看護学→成熟期看護学	成人看護学 高齢者看護学
母子看護学→成育看護学	母性看護学 小児看護学
地域・精神看護学→広域看護学	地域看護学 精神看護学
助産学	助産学

（博士後期課程）

専門分野	領域
基盤・成熟期看護学	基盤看護学 成熟期看護学
成育・広域看護学	成育看護学 広域看護学

※添付【資料 A10】「既存学部・研究科との関係図」参照

VI. 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施

1. 目的及び必要性

本博士後期課程は、保健・医療・福祉に関するさまざまな課題の要因や背景を客観的に眺め、解決することの意義を明確にし、課題を解決するための新たな発想を生み出すことがで

きる科学的視野や専門分野での経験をもった人材の育成を目的とする。そのためには、保健・医療・福祉分野における看護実践や教育機関等に就業している社会人の入学が望ましい。

これらのことより、継続しながら就学できる環境を提供する為に、本課程において大学院設置基準第14条に定める教育方法を実施する必要がある。

2. 修業年限

本博士後期課程の標準修業年限は3年とする。在学期間は6年までとする。また、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し課程を修了する旨を申し出た場合は、その計画的な履修（以下「長期履修」という）を認め、修業年限を4～6年とすることができる。

3. 履修指導及び研究指導の方法

研究指導教員は、履修計画について個別に学生の相談に応じ、随時面談等により指導・助言を行う。教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において指導を行う他、オンラインのビデオ通話等を利用し、対面以外の方法であっても必要時綿密に履修指導及び研究指導が可能な体制を準備する。

4. 授業の実施方法

本博士後期課程の授業は原則として夜間に開講するが、教育方法の特例による履修については学生の希望に基づき授業担当教員が相談に応じる。昼間や休日等の特定の時間において授業を行う等の便宜を図る他、オンラインのビデオ講義等、対面授業以外の方法であっても同等の教育的効果が得られると判断されれば、学生の利便性を考慮し積極的に取り入れる。

※添付【資料 A11】「時間割表（案）」参照

5. 教員の負担の程度

看護学科では、博士後期課程担当の教員以外に助教以上の教員を13名配置しており、学部教育・大学院教育を行う上で、博士後期課程担当教員に負担が偏らないように調整できる体制が整っている。また、夜間開講等の特例措置の授業を担当する教員については、専門業務裁量労働制の適用に基づき勤務時間振り替え等の措置をとり、過剰な負担が生じないように調整を行う。

6. 入学者選抜の概要

入学者選抜方法においては、筆記試験の成績、面接及び出願書類の内容を総合的に判断することとし、入学試験において社会人特別枠は設けていない。しかし、口述試験ではこれまでの研究及び今後の研究計画の概要等についてプレゼンテーションを行うなど、社会人経

験を基にして今後の展望を表現し得る場が設けられており、社会人としての経験を含めて総合的に評価できる内容となっている。

社会人に対する選抜方法と修士課程からの進学者に対する選抜方法については、いずれの場合も、筆記試験の成績、面接（口述試験）及び出願書類の内容を総合的に評価することとしている。両者に対する評価の観点は同じであり、評価に差をつけることは想定していない。

入学者選抜においては、特に研究計画の具体性を確認することとしている。その際、社会人は実務経験に基づく着想や医療現場の課題やニーズに基づいた研究計画となることから、具体的な課題意識を持った社会人の入学が想定される。

Ⅶ. 入学者選抜の概要

1. アドミッション・ポリシー

本博士後期課程は、看護学分野での新たな価値の創出に貢献できる教育・研究を行う高度専門人材を養成するため、入学時には以下のような資質を備えた学生を求める。

- 1) 科学的・論理的思考を備え、看護に関する高度な専門知識や技術を身につけて看護学の発展に寄与する教育者・研究者・看護管理者・看護政策者を目指す人
- 2) 自立して独創的な研究を行う能力を身につけ、生涯にわたり学問を探究しようとする人
- 3) 高い倫理観と人間性を備え、看護学の分野で指導的役割を果たす意欲を持つ人
- 4) 地域への関心のみならず、国際的・学際的視野を持ち、人間の健康と福祉に貢献する意欲を持つ人

2. 出願資格及び出願資格認定審査

1) 大学院の看護学専攻博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
- (8) 本学大学院において個別の入学資格審査により認めた24歳以上の者

2) 出願資格認定審査

上記(7)及び(8)に基づく入学志願者がある場合は、その者の出願書類を受理する前に、出願資格の認定のための審査を行い、その結果を入学志願者に通知するものとする。

3. 入学選抜方法

出願書類、筆記試験及び口述試験の内容を総合的に判断し、本課程のアドミッション・ポリシーにふさわしい入学者を選抜する。

入学者選抜では、主に英語論文を読解し、その内容の理解度を判定する筆記試験(英語)、修士課程における研究、これまでに行った主な研究及び博士後期課程での研究計画案に関するプレゼンテーションの評価を行う口述試験及び出願書類(志望理由書等)を総合的に評価・判定することとしている。

入学者選抜とのアドミッション・ポリシーとの対応は以下のとおりでありこの内容を考慮の上、評価・判定を行うこととしている。

- 筆記試験(英語) 1)、4)
- 口述試験 過去に実施した研究・博士後期課程における研究計画 1)、2)、3)、4)
- 出願書類(志望理由書等) 1)

1) 出願書類

- ・志望理由書(研究計画書を含む)
- ・参考資料(既存論文等)

志望理由書や参考資料に記載された内容から、受験者の研究に関する既得の知識や技術等の能力を判断する。博士後期課程で学ぶことに対する動機付け、今後の展望、看護学の発展への寄与に対する意欲等を判断する。

2) 筆記試験

【英語】

アドミッション・ポリシーに掲げる、国際的・学際的視野を持つ人物を選考するにあたり、英語の基本的能について力をはかる必要がある。また、博士後期課程において、多くの文献から情報を収集・整理し、研究を遂行して成果を効果的に発表するなど、言語的手段として英語を用いる能力は必須といえるため、試験によって判断する。

3) 口述試験

修士課程での研究(あるいはこれまで行った主な研究)及び博士後期課程での研究計画案に関するプレゼンテーションと質疑応答を行う。

口述試験を選抜方法に取り入れることによって、研究遂行能力や情報を他者に効果的

に伝える能力、博士後期課程での研究に対する意欲、準備状況等をはかる。倫理観や人間性など出願書類のみでは判断しがたいことについて情報を得る。

VIII. 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織編成の考え方と教員の配置計画

本博士後期課程では、専門性の高い知識や研究方法を基盤にした授業を展開するため、講義・演習科目の内容に沿った教育研究実績を有する教員がそれぞれの科目を担当する。

研究指導は、看護学、医学、保健学などの博士学位を有する専任教員が担当する。学生の研究課題・方法論など指導上の必要に応じて副指導教員をおくことで、学際的・多面的な指導を行うことができる。なお、専任教員のうち、教授および准教授は主指導教員となることができ、講師および助教は、副指導教員として、主指導教員の助言を受けながら研究指導に当たるものとする。

また、共通科目の「医療倫理学」において完成年度までに定年退職を迎える教員については、授業科目代表者が責任をもって後任者を補充する。

2. 教員の年齢構成

教員組織は、教授 8 名、准教授 4 名、講師 1 名で、完成年度時点での年齢構成は 40 歳代 3 名、50 歳代 7 名、60 歳代 3 名と、世代間のバランスが取れた構成であり、博士後期課程での教育水準を維持し、次の世代にその継承を行うに適した年齢構成となっている。

IX. 施設・設備の整備計画

1. 校舎等の施設・設備

本学敷地内に看護学科棟、講義実習棟、附属病院、附属図書館等 9 棟を有しており、学部・大学院における教育・研究に必要な施設・設備、機能を十分に備えている。本専攻では既存の施設を利用し、講義、演習、特別研究を実施する。講義室は看護学科棟に看護学科学部及び大学院用として、講義室 6 室（60～70 名収容）、演習室 5 室（8～10 名収容）、実習室 11 室、実験室 5 室を整備している。看護学科棟と附属図書館は IC カードにより 24 時間入退室ができ、施設利用が可能である。また、対面授業と遠隔授業の授業方法ができるように整備している。

2. 研究室（大学院生室）

本学に大学院修士課程（博士前期課程）の大学院生室は 3 室ある。博士後期課程入学生（定員 3 名）は博士前期課程（16 名定員）の学生と研究室を共有し、研究室が有効に活用

され、学生同士が交流することにより学業や研究に関する情報交換が図れるようにする。

研究室は夜間開講する授業や就業している学生の利便性の確保、また常時研究が可能なように 24 時間の利用が可能である。また、パソコンとプリンター等の設置と定期的な備品の管理を行っている。インターネットは大学内 LAN と無線 LAN によって利用できる。大学のホームページにアクセスして、附属図書館の蔵書検索やデータベースの利用、文献複写 Web サービス、施設利用の予約などが可能である。

3. 教室

看護学科棟内の講義室、演習室、実習室等を利用し、授業科目の履修人数に応じて授業を行う。看護学科棟内に講義室 6 室（60～70 名収容）、演習室 5 室（8～10 名収容）、実習室 11 室（基礎看護学実習室 1 室、成人・老人看護学実習室 3 室、小児・母性看護学・助産学実習室 1 室、助産学実習室 1 室、地域・老人看護学実習室 1 室、精神看護学実習室 1 室、在宅看護学実習室 1 室、調理実習室 1 室、情報処理実習室 1 室）、実験室 5 室を整備しており、学部学生と共用している。

授業や学生のプレゼンテーションを行うためのパソコンとプロジェクター、AV 視聴機器の使用ができる。学内 LAN の接続ができ、遠隔授業が可能である。附属図書館の会議室等の活用もできる。

4. 専任教員研究室

看護学科棟内に専任教員 1 名につき 1 室を確保し、専用の研究室を有している。教員の教育、研究のための設備を整備している。特別研究の授業は専任教員研究室内のパソコンや研究論文などの資料の提示や教育が可能である。

5. インターネット環境

授業に必要な大学 LAN 環境を提供しており、大学院生に対して大学 LAN を利用する ID を付与する。大学院生は個人所有のパソコンやスマートフォンからでも ID 認証を受けて学内に点在する無線 LAN のアクセスポイントから大学 LAN への接続が可能となり、学内限定のコンテンツの利用のほか、学外の情報へのアクセスも可能となる。

看護学科棟 3 階の情報処理室実習室に設置しているパソコンは水曜日の午前中を除き平日 9 時から 21 時まで、講義実習棟ラウンジに設置してあるパソコンは平日 8 時 30 分から 22 時までの利用が可能である。

6. その他の設備

大学内に郵便局、コンビニエンスストア、売店、学生・職員食堂、自動販売機が設置されており、学生生活を支えるために有用である。看護学科棟のラウンジは学部学生と共用利用ができる。半田山会館は必要に応じて宿泊施設として活用できる。

7. 図書及び図書館

浜松医科大学附属図書館は、学生の学修環境の向上を命題とし、多様な学修スペース、情報・コミュニケーション機器、電子書籍などを備えた新たな時代の図書館「スマート・ライブラリ」への再生を企図したスマート・ライブラリ構想に基づき 2020 年に改修し、研究を推進するための資料収集機能と快適な学修環境を整備した。印刷資料や電子ジャーナル・各種データベース、そして学術成果物を電子的に蓄積し、広く学外へ発信できる電子図書館的機能を強化している。また、これらの学術情報資源を十分に活用できるよう、学生・教職員対象の情報リテラシー教育支援を行う等、知的創造活動の拠点としての機能も担っている。多様な学習スタイルのニーズに応じた空間を提供している。蔵書数は医学系と看護学系を中心に、和書 41,694 冊、洋書 6,568 冊、合計 48,262 冊の図書、和雑誌 427 種、洋雑誌 333 種、合計 760 種の雑誌を備えている。また電子ジャーナルにおいては、和書 1,006 種、洋書 44 種、合計 1,050 種を備えている。

附属図書館の開館は月曜日から金曜日までの授業期は 9 時から 20 時まで、夏季休業期は 9 時から 17 時まで、土・日曜日は 10 時から 17 時までである。休館日は夏季休業と冬季休業期間中の土・日曜日、祝日、開学記念日（6 月 7 日）、夏季一斉休業日、年末年始である。なお、特別利用として、学生証を使用することで休館日や開館時間以外でも 24 時間図書館が利用可能である。

蔵書検索（OPAC）、電子ジャーナル、外部データベース、レファレンスサービスが附属図書館内とオンラインによる附属図書館外からの利用ができるために研究論文や書籍へのアクセスができるように整備している。

附属図書館内に可動式の机と椅子が設置されており、パソコン・プリンター・コピー機が設置され、電子資料の閲覧とデータベースの検索ができるインフォメーションハブ、グループでの学修等に利用できるコラボレーションエリアがあり、その中に、講義やミーティングに利用できるコミュニケーションスペース、休息ができるソファを設置しているくつろぎスペース、視聴覚資料が利用できる AV コーナーがある。クリエイションハブとして、グループ学修やディスカッションができるディスカッションルーム、オンライン会議もできる会議室、AV 資料の視聴や発話学習・オンライン会議ができるスピーキングルーム、デジタル教材の作成等の動画の撮影・編集ができるスタジオが設置されている。静かな環境で個人学習ができるクワイエットエリアに閲覧室と個室エリアがある。

附属図書館に隣接する福利施設棟内に、学生コモンズがあり、ワークルームとしてイベントやミーティングに利用できる。また、本学同窓会の松門会が設置した松門会ホールがあり、グループや個人の学修、おしゃべりや飲食が可能である。これらのスペースは自由に利用できるものと施設予約システムを通して計画的に確保できるものがある。

本学と静岡大学は大学院共同教育課程である光医工学共同専攻博士課程を設置しており、静岡大学附属図書館との相互利用ができる。

X. 管理運営

1. 本博士後期課程における管理運営方法について

現在、医学系研究科修士課程（看護学専攻）における教学等の管理運営に係る事項は、医学系研究科修士課程教授会にて審議している。博士後期課程の設置に伴い、当該教授会の名称を医学系研究科看護学専攻教授会と変更し、大学院医学系研究科看護学専攻の教学等に係る事項を審議することとする。

この大学院医学系研究科看護学専攻教授会における具体的な審議事項は、教育課程に関する事項、学生の厚生に関する事項、入学・退学・休学・留年・除籍・懲戒等、学生の在籍に関する事項、単位の認定及び修了に関する事項、学位に関する事項、その他医学系研究科看護学専攻の教育に関する事項としている。委員会の構成は、学長が議長を務め、看護学専攻博士前期及び博士後期課程の教育を担当する看護学科の専任教授、准教授をもって組織し、専任教員のうち講師および助教は陪席できることとする。

2. カリキュラムの運営に関する仕組み

本学医学系研究科履修規程に基づき、本博士後期課程における授業科目、配当単位数、研究指導の内容並びにこれらの履修方法を定め、それに沿ってカリキュラムを運営する。

XI. 自己点検・評価

医学系研究科看護学専攻教授会の下で定期的に、医学系研究科看護学専攻に関する教育研究活動等の自己点検・評価を行い、併せて第三者による評価を実施する。主な点検・評価対象は、教育活動と社会貢献活動を含む研究活動の2つである。

最初の自己点検・評価及び外部評価については、博士後期課程（看護学専攻）完成年度の翌年度に実施し、医学系研究科看護学専攻を総合的な観点から評価する。以後、大学機関別認証評価や、法人評価への対応による自己点検・評価に併せて医学系研究科看護学専攻教授会の下で実施する。

※添付【資料 A12】「評価に関する規定」参照

XII. 情報の公表

大学の基本情報（教員組織、教員数、学生数等）及び教育研究活動等に係る情報は、大学

ウェブサイトを活用し積極的に公表している。医学系研究科看護学専攻博士後期課程設置後も、教育内容をはじめ教育研究活動について広く社会へ情報発信していく。

浜松医科大学 <https://www.hama-med.ac.jp/index.html>

XⅢ. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

医学系研究科看護学専攻博士後期課程を担当する教員は、大学院生に対する教育内容・方法、並びに研究指導の充実・向上を図るため、教育理念に基づいて各教員が求められる役割を果たし、機能することが期待される。

博士後期課程の教員が所属する現在の医学部看護学科では、FD委員会を設置して、毎年、FD講演会等を開催し、今後の看護学教育における方向性を考える場を設けている。

博士後期課程設置後は、教育目的・教育目標を踏まえ、教員の教育研究能力の水準が維持・向上されるよう、さらにFD活動の充実・強化を図る。